

「京都中央信金アプリ」 振替利用規定

本利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、「京都中央信金アプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）の一機能としてご利用できる「振替サービス」（以下、「本サービス」といいます。）を利用する場合等の取扱いを定めたものです。お客さまは、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第1条（利用条件等）

1. 本サービスは、本アプリの「残高・取引明細照会サービス」でお客さまが登録した口座が対象となります。
2. 本サービスは、原則24時間ご利用いただけますが、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。

第2条（振替）

1. 本サービスは、「残高・取引明細照会サービス」で登録された口座の内、本人間の普通預金および貯蓄預金においてのみ振替取引を可能とします。
2. 1取引あたりの振替限度額は、1,000万円未満とします。

第3条（準拠法・合意管轄）

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第4条（規定等の変更）

1. 当金庫は、この特約の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

（2020年4月6日現在）